

平成22年度 宇都宮大学 卒業論文

児童虐待が起こる原因について

教育学部 生涯教育課程 地域社会教育コース 4年
社会学研究室 071662U

小杉 和香奈

目次

はじめに	3
第1章 児童虐待の歴史と対策	4
第1節 児童虐待対策の法律	4
第2節 児童相談所と児童虐待の相談件数	7
第3節 児童虐待の分類	10
第2章 児童虐待の実態	13
第1節 児童虐待と被虐待者	13
第2節 児童虐待の事例	15
i) 複雑な家庭環境	
ii) 見捨てられた子ども	
第3章 保護者が虐待に至る原因	18
第1節 幼児期の体験の影響	18
第2節 虐待者の経済状況	21
第3節 虐待者の学歴	25
第4節 家族のサポート	28
第4章 結論	31
おわりに	32
参考文献、参考資料	33

はじめに

ニュースで、「児童虐待」という言葉を聞くと、大変胸が痛む。親が子を育て、愛情を注ぐということが当たり前だと思っていた。加害者である保護者が私と同世代の人であるケースも多い。私の周りの友人は、大学に通っている人、働いている人が多いが、何人かは母親・父親になっているため、「児童虐待」の問題に興味を持った。事件を起こした親の辛さ・背景を知らないため言えるのかもしれないが、自分の子にそのような行為をすることは本当に信じられない。

「it と呼ばれた子」という本を読んだことがある。優しかった母親から虐待を受けるようになり、しまいには、「おまえは it だ」「いなくなればいい」と言われてしまう。少年は大人になり、「母親が虐待をしたのには何か理由があるはずだ」と考えはじめる。そして、母親も子供のころ虐待を受けていたことがわかった。これ以外にも、児童虐待に関する本や新聞記事を見ると、虐待の世代間連鎖を問題視しているケースが多いということがわかった。しかし、過去の被虐待体験に付随して、低収入や社会的孤立にある家庭も目立っていると感じた。虐待をしてしまう者の過去の境遇よりも、現在その者の置かれている環境の方が虐待に影響するのではないだろうか。本論では、虐待に至る原因について考えていこうと思う。

第1章 児童虐待の歴史

第1節 児童虐待対策の法律

児童虐待に至る原因を探る前に、日本の児童虐待対策について理解しておく必要がある。下記の法律は、2000年に成立した「児童虐待の防止等に関する法律」第2条である。

「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての看護を著しく怠ること
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

この法律の定義を前提に、児童虐待の原因について本論で述べていく。ここから、これらの児童虐待に対して、日本がどのように取り締まってきたのかを見てみるが、日本の児童虐待対策は、アメリカの影響を受けている部分が多いので、日本とアメリカの児童虐待対策の歴史を見ていく。

まず、児童虐待対策の先進国と言われているアメリカの取り組みについて見ていこうと思う。1874年に起こった虐待事件、メアリー・エレン事件が契機となり、翌年、世界で初めて児童虐待対策のための団体である「児童虐待防止協会」が設立された。当時のアメリカ国民にとっては衝撃的な事件であったが、虐待の実態についての把握が不十分で法律の制定にまでは至らなかった。その後、アメリカで、児童虐待に対する認識が高まったのは、1962年に、ケンプ（米、1922～1984）らの「被殴打児症候群」（殴打された子どもにみられる症候群）の報告によると言える。このケンプの主張は、親による子どもへの暴力は例外的ではないというものであった。ケンプの報告を受け、アメリカ各州は1963年から1967年にかけて、虐待を知ったり、その存在を疑ったりした場合には、機関等に報告・通報しなければならないという「虐待報告義務法」を制定した。1970年代になると、性的虐待がまれではないことが明らかになり、心理的

虐待やネグレクトも児童虐待とみなすべきだと考えられるようになった。そして、1974年に「子ども虐待の予防と治療に関する法律」が制定されたのである。

次に、日本の児童虐待への取り組みについて見てみる。戦前の日本にも、児童虐待関連の法律が存在していた。1933年に「児童虐待防止法」が制定されていたのである。

(1947年に廃止) この法律は、14歳未満の子どもに対する身売りや欠食、虐待を取り締まる目的でつくられた。しかし、虐待そのものに対する処罰規定がなかった。一方、戦後の日本では、1947年に、「児童福祉法」が制定された。この「児童福祉法」には、虐待の発見・通告・介入・保護等を規定していたが、戦災孤児対策が法律の念頭に置かれていた。また、当時は「虐待を受けた子」を発見した場合(現在は「虐待を受けたと思われる子」を発見した場合)の通告に限られおり、虐待の定義もはっきりしていなかったため、児童虐待対策としては不十分であった。その後、社会や環境が変化したのにも関わらず、1990年代になるまで、「児童福祉法」が改正されることはなかった。1990年には大阪で「子どもの虐待のホットライン」、1991年には東京で「子どもの虐待110番」が始まった。当時、多くの母親からの相談が殺到した。これらの民間団体の開始は、子どもの生存権を重視している「子どもの権利条約」(1989)が大きく影響している。そして、2000年に、虐待を主目的とした「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定された。民間の児童虐待防止団体や弁護士会など法制度の整備について要望が多く、幅広い分野からの関心が法律制定の背景となった。これまでは、児童虐待に関して様々な定義づけがなされ、統一した見解がなかったが、この法律の制定で初めて児童虐待の定義が規定された。また、児童相談所の強化をはかり、虐待された子どもを保護しやすいようになった。しかし、子どもたちの心身のケアや親に対するケアや再発防止策は、この時点では不十分だった。その後も、表1-1-1からわかるように、「児童福祉法」や「児童虐待防止法」の改正が繰り返され、児童虐待対策が強化されていった。

また、平成16年の児童福祉法の改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化をはかるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」の設置を進めている。(図1-1-2) これにより、児童虐待対策にかかわる機関が増え、児童虐待相談体制の充実が図られた。

このように、アメリカや日本での児童虐待に対する取り組みの歴史は浅く、最近になって、社会問題として取り上げられるようになり、積極的な取り組みがなされるようになった。

第2節 児童相談所と児童虐待の相談件数

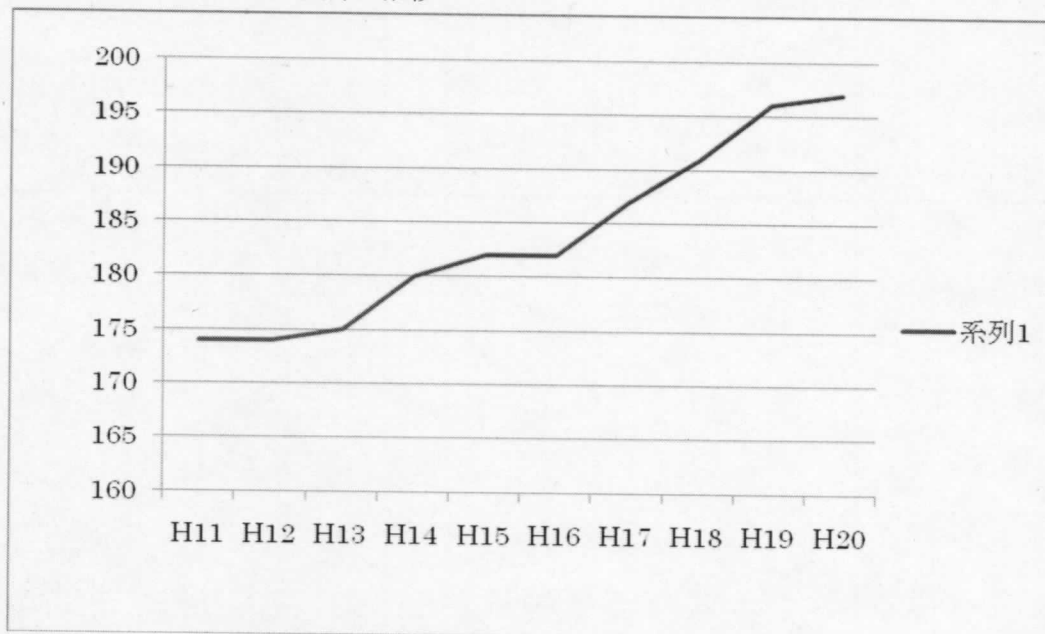
児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置され、18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人、家族、学校、地域住民など、誰でも受けられる。また、児童福祉法や児童虐待防止等に関する法律は、立入調査権や児童の保護を家庭裁判所に申し立てる権利、親権喪失を申し立てる権利など様々な権限を児童相談所に与えている。そのため、児童相談所は、独自の調査や専門的判断に基づいて行政処分を行うことができる。子どもを守る地域ネットワークの設置が進められているものの、警察も児童相談所に対して援助する関係にとどまっており、困難な実務は全て児童相談所に一極集中している。児童相談所は、一時保護などを実施できても児童福祉施設へ入所させることや、里親に委託する権限までは与えられていないので、虐待を認めない保護者と対立することが多い。一時保護した児童を保護者が奪い返しに来ることも多いという。しかし、事件が起きてパッシングを受けるのは、虐待をした保護者と虐待の事実を把握しているのにもかかわらず防ぐことができなかつた児童相談所であることが多い。このように、児童相談所に強い権限が与えられている一方で、法律に抵触することで最終判断ができないという微妙な立場にあることが問題である。児童相談所の設置数に関しては、人口50万人に1か所設置することになっており、表1-2-1のように、児童相談所の設置数は増加していることがわかる。

児童相談所には専門的な立場から児童虐待問題に取り組む「児童相談員」がおり、「児童相談員」は、「児童心理司」と「児童福祉司」に分かれる。「児童心理司」は、子どもと面接をしたり、行動を観察したり、子どもの心理状態や生活能力を調査する。「児童福祉司」は、保護者との面接を行ったり家庭訪問をしたり、家庭環境を調査し、指導や援助を続ける。なお、「児童福祉司」は児童福祉法第11条に定められている法令職となっている。表1-2-2は、児童福祉司の推移を示している。児童福祉法により、人口5万人から8万人に1人の設置が義務付けられているが、児童相談所の推移同様、増加していることがわかる。

次に、児童虐待の相談件数の推移を見ていく。日本には児童虐待に関する全体的な統計が存在していないため、実態を知るのは難しい。相談先には、児童相談所、市町村、警察、保健所などがあるが、児童虐待問題にかかわる最も重要な機関として、児童相談所があげられるので、ここでは児童相談所の相談件数を見ていくことにする。表1-2-3より、相談件数が増加していることがわかる。この相談件数は、はじめから虐待として持ち込まれたものに限定されている。そのため、相談の過程で判明したり、施設措置・里親委託された後に虐待を受けていた事実が判明したりしたものは含まれていない。もちろん、その他の相談機関で対応したものも含まれていない。また、虐待が行われているが相談されていない、届けられていない件数もあることを考えると、さらに数字は大きくなると思われる。その他にも、マスコミの報道や法律の制定により、児童虐待に対

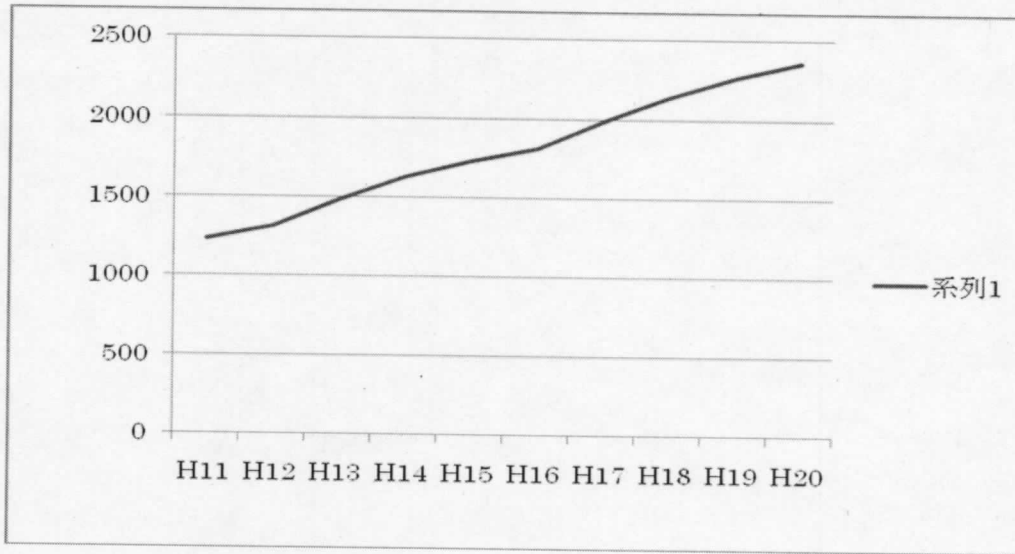
する国民の意識が高まったことによる数字の増加も考えられる。自分の子どもをげんこつで殴ることも、愛の鞭であり、肯定されていた時代もあった。以前はしつけとして認識されていた行為も、「やってはいけない行為」となれば、数字が大きくなるのは当然である。国民の意識が高まり、しつけと虐待は別ものとしながら、その境界線は非常に曖昧であり、判断しづらいことである。児童虐待の相談件数の増加を児童虐待問題の悪化と捉えることはできないが、表1-2-2と表1-2-3からわかるように、急激な児童虐待の相談件数の伸びに児童福祉司数の伸びが追いついていない。児童福祉司は児童虐待への対応だけを行っているわけではない。非行相談や心身障害相談など様々な相談に応じている。このことを考慮すると、児童福祉司の業務負担は大きいと考えられる。

表1-2-1 児童相談所の推移



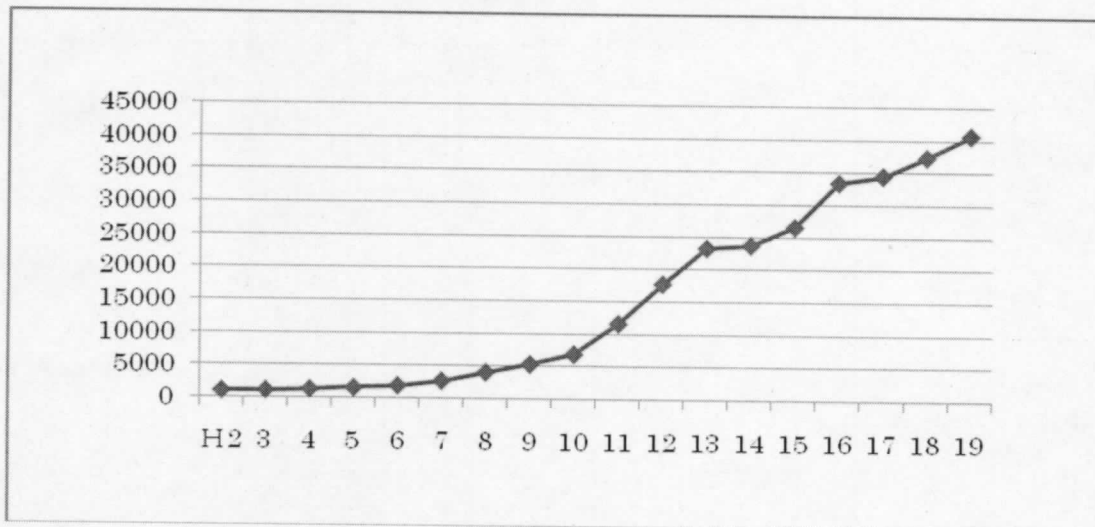
参考 厚生労働省 「児童虐待防止対策について」(2009)

表 1-2-2 児童福祉司数の推移



参考 厚生労働省 「児童虐待防止対策について」(2009)

表 1-2-3 児童虐待に関する相談件数 (児童相談所)



参考 厚生労働省 「児童虐待について」 平成 21 年

第3節 児童虐待の分類

通常の親子関係は、親が子どもの欲求を満たし、子どもが満たされる役割を担う。しかし、児童虐待では、その役割が逆転する。子どもが親の欲求を満たし、親は子どもの行動によって欲求を満たされる役割を担う。この児童虐待に対し、児童虐待の防止等に関する法律では、次の4つに分類している。

①身体的虐待

身体的虐待とは、生命・健康に危険のある身体的な暴行のことである。法律における「外傷」とは、打撲傷、あざ、骨折、頭蓋内などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などのことである。生命に危険のある暴行としては、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外に締め込める、縄などにより一室に拘束する、などが該当する。また、意図的に子どもを病気にさせる行為も身体的虐待に含まれる。

②ネグレクト

ネグレクトとは、保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為のことである。具体的には、家に閉じ込める、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出するなど、子どもの健康・安全への配慮を怠っている行為である。また、適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させるなど、衣食住が極端に不適切で、健康状態を損なうほど無関心であることも該当する。その他にも、愛情を遮断したり、祖父母・兄弟・保護者の恋人などの同居人の虐待を黙認し放置したりすることも含まれ、ネグレクトの範囲は広い。

③性的虐待

性的虐待とは、子どもへの性的暴行のことである。具体的には、子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆をいう。また、性器・性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要することも含まれる。

④心理的虐待

心理的虐待とは、脅しなどにより、心理的外傷を与えることを言う。また、子どもを無視し拒否的な態度をとる、子どもの心を傷つけるようなことを繰り返す、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする行為も該当する。その他にも、子どもの目の前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうという間接的行為も心理的虐待に含まれる。

上記のように、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つに分類されることが多い。阿倍(2005)は、これに、「善意の虐待」を加え、5つに分類している。善意の虐待の例には、次のようなものがある。「母親は、日ごろから教育熱心で子供に対してかなり厳しく学習を強いていた。特に最近、九九算を勉強させようと躍起になり、様々な用具を買い与え、勉強させようとしていた。子どもは母親が熱心になればなるほど嫌がり、反抗的な態度をとるようになっていった。こうした子どもの態度に対して、叩いてでも勉強させようとし、その結果、ますます勉強を嫌がるという悪循環に陥ってしまった。」(引用『子どものトラウマ』)この例は、比較的軽度なものと思われる。受験勉強に過度なプレッシャーを与えたり、上の子が失敗したので下の子に全てを背負わせたり、自分が子どものころにできなかったことを子どもに押し付けたり、過剰なしつけによるものを、善意の虐待としている。

また、代理ミュンヒハウゼン症候群による新しい虐待もある。これは、身体的虐待の一種と考えられる。ミュンヒハウゼン症候群とは、他人から愛情や関心を得るために虚言を繰り返す虚偽性障害の一種である。周囲の関心や同情を引き付けるために、慢性的に身体の不調を訴え、頻りに病院を訪れる。身体症状によるものが多いが、時には幻覚・妄想や過去の虐待体験、トラウマ、近親者との死別の苦悩など、創作的な精神症状が語られることもある。周囲の人が心配してくれると、もっと同情してほしいという欲求が強まり、通院・入院を繰り返し、自分を演じるようになる。自分自身の病気を虚言で装うのがミュンヒハウゼン症候群であるが、自分の子どもなどの病気を虚言で装うのが、代理ミュンヒハウゼン症候群である。良い親として認められたい、評価されたいという思いから、子どもの病気を捏造している。これは、懸命な看病、子育てへの同情や評価を通じて満足感を得ようとする精神疾患と言われている。継続的な虐待行為が行われることもあるので、十分注意が必要であるがこのようなミュンヒハウゼン症候群に対する治療法が存在していない。

では、どのような虐待がなされることが多いのだろうか。表1-3-1は、児童相談所において児童虐待相談・処理された件数を、虐待別に分類したものである。なお、虐待が重複してなされていたとしても、どれか1つに当てはめられている。相談件数に関して、相談されず、表に出てこなかった虐待もあると予想されるので、件数はもっと多くなると思う。内訳を見てみると、平成11年度、平成12年度は身体的虐待が半数を占めていたが、その後は割合が少なくなってきた。その一方で、ネグレクトや心理的虐待の割合が大きくなってきている。法律の制定や、児童虐待がメディアに取り上げられるようになったことで、今まで目を向けられていなかった虐待、見えにくかった虐待に注目されるようになったことが影響していると思う。性的虐待の割合が少ない理由は、発見しづらいこともあり、実態を完全に把握できていないためである。また、過去の児童虐待の事件例を見ると、身体的虐待のみ行われる、ネグレクトのみ行われるとい

うよりは、各虐待が組み合わさって起きることが多いということがわかった。

表 1 - 3 - 1 虐待の内容別相談件数

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
平成 1 1 年度	5973 (51.3%)	3441 (29.6%)	590 (5.1%)	1627 (14.0%)
平成 1 2 年度	8877 (50.1%)	6318 (35.6%)	754 (4.3%)	1776 (10.0%)
平成 1 3 年度	10828 (46.5%)	8804 (37.8%)	778 (3.3%)	2864 (12.3%)
平成 1 4 年度	10932 (46.1%)	8940 (37.7%)	820 (3.5%)	3046 (12.8%)
平成 1 5 年度	12022 (45.2%)	10140 (38.2%)	876 (3.3%)	3531 (13.3%)
平成 1 6 年度	14881 (44.6%)	12263 (36.7%)	1048 (3.1%)	5216 (15.6%)
平成 1 7 年度	14712 (42.7%)	12911 (37.5%)	1052 (3.1%)	5797 (16.8%)
平成 1 8 年度	15364 (41.2%)	14365 (38.5%)	1180 (3.2%)	6414 (17.2%)
平成 1 9 年度	16296 (40.1%)	15429 (38.0%)	1293 (3.2%)	7621 (18.8%)
平成 2 0 年度	16343 (38.3%)	15905 (37.3%)	1324 (3.1%)	9092 (21.3%)

厚生労働省「児童虐待防止対策について」(2011)

第2章 児童虐待の実態

第1節 虐待者と被虐待者

虐待者と被虐待者はどのような関係にあることが多いのだろうか。表2-1-1は、全国の児童相談所で相談された事例を虐待者の続柄ごとにまとめたものである。各年度とも、実母が6割程度、実父が2割程度であった。これだけの差があると、虐待の責任を母親側に押しつけてしまいそうになる。しかし、実母の割合が大きいのは、単に母親が子育てをしていて、子供と接する時間が長く、虐待を行ってしまう危険性が高まるからであると考えられる。表2-1-2は、平成18年の社会生活基本調査の結果から、共働き世帯について、夫と妻の1日の生活時間をまとめたものである。家事と育児の合計時間は、夫が1時間13分、妻が5時間53分である。また、自由時間に関しては、夫が3時間10分、妻が2時間17分である。この結果より、母親に家事・育児が集中してしまっていることがわかる。したがって、母親に問題があるのではなく、母親に子育ての負担が集中している性別役割分業がいまだに存在していることが問題である。また、ニュースなどを見ると、内縁関係の者による虐待行為が多いように感じるが、表2-1-1を見る限り少数である。

次に、表2-1-3の被虐待者の年齢について見てみる。どの年度も小学生の割合が大きくなっている。しかし、他の項目は3年間ごとに区切られているが、小学1年生から小学6年生と対象が広がっているため、小学生の時に1番虐待されやすいとは言えない。学童前の児童は、意思疎通が難しい年齢であり、外部との接触を意図的に遮断することができる。そのため、学童前児童の割合は、表2-1-3の割合よりもっと大きくなると思う。また、「障害のある子ども」や「望まれずに生まれた子ども」、内縁関係の場合は「なつかない子ども」なども、虐待の被害者になりやすい。子どもの特性によっても違えば、子どもの置かれている環境にもよるので、「虐待をされやすい時期はこの時期だ」と断定することはできない。

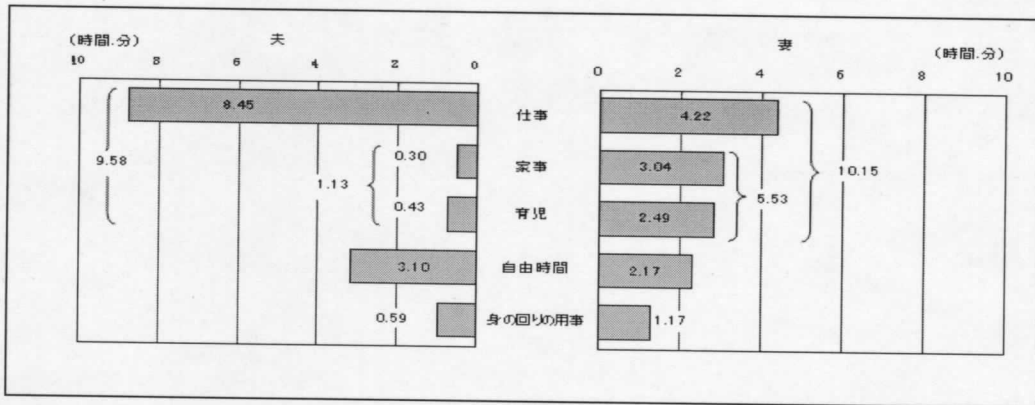
表 2-1-1 虐待者の続柄

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
平成 16 年度	33408	6969 (20.9%)	2130 (6.4%)	20864 (62.4%)	499 (1.5%)	2946 (8.8%)
平成 17 年度	34472	7976 (23.1%)	2093 (6.1%)	21074 (61.1%)	591 (1.7%)	2738 (7.9%)
平成 18 年度	37323	8219 (22.0%)	2415 (6.5%)	23442 (62.8%)	655 (1.8%)	2592 (6.9%)

(その他は、祖父母、叔父叔母など)

厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談対応件数等」(2007)

表 2-1-2 夫婦の 1 日の種類別生活時間



総務省統計局 (2006)

表 2-2-3 被虐待者の年齢

年度	総数	0～ 3歳未満	3歳～ 学童前児童	小学生	中学生	高校生
2003	100.0% 26569	20.1% 5346	27.2% 7238	36.5% 9708	11.7% 3116	4.4% 1161
2004	100.0% 33408	19.4% 6479	26.3% 8776	37.4% 12483	12.5% 4187	4.4% 1483
2005	100.0% 34472	18.5% 6361	25.5% 8781	37.8% 13024	13.4% 4620	4.9% 1686

厚生労働省大臣官房統計情報部 (2006)

第2節 児童虐待の事例

第1節で、虐待者と被虐待者の関係について見てきた。ここでは、日本で実際に起きた児童虐待の事例を2つ見ていきたいと思う。

i) 複雑な家庭環境（『虐待～沈黙を破った母親たち』より）

1月29日救急隊員の手で意識不明の幼女が運び込まれた。2か月前に2歳の誕生日をむかえたばかりのAちゃんだった。診察台のAちゃんは意識がなく、顔をはじめ腹や背中、手足に青紫色や赤紫色に変色した無数のアザがあった。医師は母親の虐待を疑ったが、「3日前に言うことを聞かないのでたたいた」というだけで、日常的な虐待を否定した。Aちゃんは、頭蓋内の出血に加え、重い肺炎を併発し、1度も意識が戻らないままその幼い命を閉じた。

母親の幼少時代から現在に至るまでを見てみる。母親が4歳の時、両親が離婚し、父親に引き取られた。実の母親には「産んだ覚えはない」と言われ、新しい母親には「お父さんは私のもの」と言われ、寂しい幼少時代であった。また、学校ではいじめにあい、自殺未遂までした。そのころ、アルバイト先で出会った、男性（前夫）と17歳で結婚した。しかし、男性からは「しつこいから結婚してやった」と言われたり、子どもができて喜んでくれなかったり、夫婦生活はうまくいかなかった。中卒で何も資格がなかったため、スナックでホステスとして働いた。夜遅くまでの仕事は、母親の体をボロボロにした。そして、男性が子どもに手をあげていることや別の女性と付き合っていることがわかり、離婚することになった。両親の離婚後、寂しさからできた心の空白を埋めるため、母親は学校の友達や前の夫に愛情を求めたが結局は裏切られてしまった。

そして、子ども（Bちゃん）の「お父さんがほしい」という言葉がきっかけで、母親が25歳の時、結婚相談所で現在の夫と出会ったのである。お互い離婚歴があり、母親は4歳のBちゃん、男性が1歳半のAちゃんを連れ、新しい生活がスタートした。母親はAちゃんが反抗して困らせるようなことがあっても、最初は優しいお母さんになろうと我慢して言葉で言って聞かせようとした。しかし、Aちゃんがなかなか言うことを聞かないことから、言葉だけの甘い対応がAちゃんに誤ったサインを送っているのではないかと考えようになった。母親は小さい頃から虚弱体質だったので、子どもは1人で何でもできる強い子に育てたいと思っていた。そのため、実の娘のBちゃんも、悪いことをした場合たたいてしつけてきた。母親と父親は、Aちゃんの子育ての方針を、体罰を使った厳しいしつけに変えた。母親は、こうすることで、Aちゃんも自分が本気で母親になろうとしている気持ちを理解してくれると期待した。Aちゃんは、茶碗やおもちゃを投げつけたり、母親の髪の毛を引っ張ったりして、いたづらをやめなかった。そのたびに母親はAちゃんをたた

き、Aちゃんは母親にかみつき返すという悪循環が生まれた。Aちゃんがしつこくいたずらを繰り返したのは、離婚した母親に代わって一緒に暮らし始めた新しい母親が、自分の味方なのか、安心して頼れる存在なのか、わがままをぶつけることで試していたのであろう。母親は不眠やイライラで感情が抑えられなくなり、Aちゃんの子育てが精神的にも肉体的にも重荷になっていた。誰かに悩みを訴えたかったが1番身近な夫にも悩みを理解してもらえなかった。夫に愛されているかどうか不安な母親は、夫の愛情をつなぎとめるための何かが欲しかった。それがAちゃんの子育てをやることだと思っていたが、思い通りにならなかった。母親は、精神科で治療を受けなければならないほどになってしまった。しかし、夫は仕事や世間体を気にして、付き添うことはなかった。

母親には虐待された過去があった。最初の結婚で、夫に浮気され愛情飢餓の状態にあったと思われる。また、中卒であったため、収入が安定している職に就くことができず、経済的困難に陥っていたと言える。離婚後、新しい家庭を築き、子育てに奮闘したが、周囲のサポート、特に夫からのサポートが一切なく孤立状態にあった。i)の事例で、母親が虐待に至ってしまった原因として挙げられるキーワードは、「過去の経験」、「学歴」、「離婚」、「夫婦関係」であると思う。

ii) 見捨てられた子ども (『殺さないで～児童虐待という犯罪』より)

Xちゃんは3年6か月という短い生涯を、ぼろぼろの段ボールに囲まれて過ごした。その狭い空間で寝ているXちゃんの異変に気づいたのは母親だった。瞳は宙を向いたまま動かず、抱き上げると4本の手足は力なく垂れ下がっていた。救急車を呼んだがXちゃんは息を吹き返すことはなかった。

父親が21歳、母親が19歳の時に同棲を始め、妊娠が発覚し、「まだ若い」と懸念する両親を押し切って結婚した。Xちゃんが生まれ幸せな家庭が築かれるはずだった。ある日、Xちゃんが自宅のソファから転落し頭蓋骨を骨折した。その半年後、夫婦喧嘩のさなか布団を蹴りあげた父親の足がXちゃんにあたり、右大腿骨を骨折した。Xちゃんを診察した2つの病院は虐待を疑い、Xちゃんの状態に関して情報交換をしていた。それを知った両親は嫌悪感を抱き、病院に一切通わなくなってしまった。病院から通報を受けた保健所は保健婦による家庭訪問を行ったが、「育児には前向きであり、状況も改善されている」という判断を下した。同じ団地に住む住民もXちゃんを1度も見たことがなく、祖母がアパートにやっても家にあげることもしなかった。

父親は昼間の仕事に加え、週4回夜にアルバイトをしていた。ローンなどで600万円ほどの借金があり、月の返済が20万円弱であった。アルバイトがある日は、午後8時に帰宅し夕食を済ませた後、夜のアルバイトに出かけ午前3時ころに帰宅していた。Xちゃんが誕生して1年ほどたってから夫婦関係は冷え込んでいた。そ

のころ、父親はアルバイト先で出会った女性と交際を始め、妻にばれても交際をやめなかった。母親は夫の気持ちをつなぎとめるにはどうすればよいかということに悩み、Xちゃんの育児がうまくいかなかったと公判で説明した。公判で両親は「死んでもいいとは思わなかった。食事も与えていた。」と殺意を否定した。母親はXちゃんに1日5回の食事を用意していたが、実際Xちゃんが食事を口にしたのは1回だけで、母親は食べさせるのをすぐにあきらめた。1歳半ごろからは、1日の大半を寝そべって過ごすようになり、3歳ごろには、寝がえりを打つこともほとんどなくなった。そして、夫婦はXちゃんの布団の周りをダンボールで囲うようになり、Xちゃんを残して外出するようになった。その年の夏は猛暑だったが、冷房をつけることもなく、好き放題に遊びまわっていた。しかし、病院に連れて行こうという気持ちは夫婦にあったというが、子どもを見せると怒られると思い連れて行かなかったという。

この夫婦は2人とも被虐待体験はなかった。借金を抱え経済的困難であったと言える。そのため、父親は仕事に費やす時間が多く、家事・育児に費やす時間がほとんどなかった。そのため、母親の家事・育児の負担は大きかったようだが、実の母（Xちゃんの祖母）の力も借りようともせず、孤立傾向にあった。また、父親に交際している女性がいるということで、夫婦関係は悪化していたと言える。ii) の事例で、夫婦が虐待に至ってしまった原因として挙げられるキーワードは、「経済的困難」、「夫婦関係」であると思う。

i)、ii) より、挙げられたキーワードをもとに、第3章では、保護者が虐待をしてしまう原因について見ていこうと思う。

第3章 保護者が虐待に至る原因

第2章より、虐待者に実母が多いことがわかった。では、保護者が虐待に至ってしまう背景には何があるのだろうか。1947年に制定された「児童福祉法」は、戦災孤児対策のためのものであった。また、1983年、日本児童問題調査会は、「虐待への真の解決は、生活史の悪循環を切断し健全化への軌道修正、その再統合にある」という見解を示した。このように、社会の貧困に焦点をあて、法律で児童虐待対策に取り組んでいた。しかし、1980年代後半以降、バブル期の豊かさの中で、家庭の養育機能の低下や子育て不安などの家族病理に焦点があてられるようになっていった。池田（1987）は、今日、日本で問題となっている児童虐待は、「社会病理としての児童虐待」（社会が貧しく、また子どもの人権を認めずに行う虐待）より、「精神病理としての児童虐待」（子どもの権利が認められるようになってからも、親個人の精神病理として行われる虐待）である、としている。多くの事件例を見ると、親自身の問題が虐待に大きな影響をあたえている印象を受けた。しかし、先に述べたように、「虐待は世代間で連鎖される」としばしば言われているが、私は、過去のトラウマや精神的な問題よりも、現在置かれている環境が大きな影響を与えていると思う。つまり、児童虐待の問題に関して、精神的な障害の症状である「個人・家庭」よりも、貧困などの「社会」に目を向けるべきであると思う。第3章では、幼児期の体験が虐待にどの程度影響を与えるか、また、その他の要因として、学歴、経済状況、家族のサポートと虐待の関係についてそれぞれ見ていこうと思う。

第1節 幼児期の体験の影響

虐待の大きな原因に世代間連鎖があると言われている。虐待を受けて育った者が、親の立場になったときに、自らも虐待者になることが多いということである。1962年のケンプらの論文「被殴打児症候群」によると、「自分の子どもを虐待してしまう親には、攻撃的な衝動を何のためらいもなく表出させてしまう性格上の構造的な欠陥があり、そういう親は子どものころに自分自身が親から受けた虐待を反復している可能性がある」と報告した。この論文は、比較的古いものではあるが、現在の研究でも、虐待の原因を「個人・家庭」のような心の問題、世代間連鎖にもとめたものが多い。子どものときに虐待された人は、それをそのまま持った大人になり、さらには自分自身の子どもに対して虐待を加える親となる。この連鎖は、世代から世代へと着実に、無限に繰り返される。ケンプは、社会階層がどうであれ児童虐待は起こりうるとした。低所得者層の家庭は、公的扶助を受けていることも多く、ソーシャルワーカーの監視の目がある。高所得者層の家庭の多くは、一戸建てに住み家庭生活が外から見えにくい。この高所得者層の家庭

で起きた虐待が、相談件数で発見されなかった暗数であると、児童虐待はどの階層でも均等に起きていると考えた。そのため、ケンプは、児童虐待の原因を世代間連鎖や家族病理に求めたのである。また、現在の日本の児童相談所は保護者や子どもの心理療法やカウンセリングなど、必死に「こころ」の問題に取り組んでいる。しかし、低所得であるがゆえに、医療や保育園等の公的機関を利用できず、監視の目から逃れることがあるかもしれない。低所得者層の家庭にも暗数があるとしたら、単純にどの階層でも均等に児童虐待が起きていると考えてよいのだろうか。虐待の世代間連鎖は必ず起こるわけではない。虐待のない家庭で育った者が虐待者になったり、虐待を受けていたのに虐待のない家庭を作ることができたり、虐待の世代間連鎖は必ずしも虐待の必須条件ではないのである。虐待は連鎖するという見方は、一般的に広まっているが、実際はどの程度過去の経験が影響するのかを見ていこうと思う。

表3-1-1は、虐待者の生育歴を示している。これは、平成12年度に東京都内の11の児童相談所で、虐待として処理された1940件の相談事例について調査したものである。「不明」が全体の55.0%となっているが、これには、「調査したが、生育歴が明らかにならなかったもの」、「調査の結果、項目にあるような生育歴は確認できたが、それが虐待に結びつくものとは認められなかったもの」を含んでいる。被虐待体験は全体の1割程度であり、虐待の世代間連鎖が大きな要因になっているわけではないと感じた。しかし、この統計自体、「不明」という回答が多く、正確ではない。その他に、世代間連鎖を証明できるような統計は見つけることができなかった。例えば、虐待を受けたことがある者と、虐待を受けたことがない者を、同一条件で子育てをさせ虐待するかどうかを比較しなければならない。

このように、正確な統計が存在しないため、世代間連鎖はしばしば起きる、世代間連鎖はほとんど起こることはない、というように断言することは難しい。保護者の幼児期における被虐待体験は、児童虐待のリスク因子になるかもしれない。しかし、統計を見る限り、児童虐待の大きな原因であるとは言えず、児童虐待の原因を世代間連鎖や家族病理に求めることは適切でないと感じた。児童虐待の原因を世代間連鎖などの「こころ」の問題と捉えず、貧困などの「社会」の問題であると考えれば、どのようなことが考えられるだろうか。第2節以降は「社会」に焦点を当てていこうと思う。

表3-1-1 虐待者の生育歴（複数回答）

(%)

	両親死亡	ひとり親家 庭	継親子関 係	養子・里子 体験	施設体験	両親不和	被虐待体 験	その他	特になし	不明	未記入
全体 (1040人)	1.5	10.0	2.8	1.7	3.1	7.6	9.1	3.3	15.5	55.0	1.0
実父 (252人)	2.8	7.9	2.0	1.6	3.2	5.2	7.1	3.2	19.8	54.8	0.4
実母 (609人)	1.1	11.7	3.1	2.1	3.1	10.3	11.3	3.4	15.3	51.1	0.5

東京都福祉保健局『児童虐待の実態－東京の児童相談所の事例に見る』（2002）

第2節 虐待者の経済状況

次は、虐待者の経済状況と虐待の関係についてである。一般的に、裕福な家庭より貧困家庭の方が虐待を起こしやすいと言われている。第2章の事例を見ても、借金があったり、仕事をかけもちしていたり、就労条件が悪く経済的困難であった。

表3-2-1は、虐待が行われた家庭の状況を示している。1位のひとり親家庭、2位の経済的困難は、貧困という状況に置かれていると考えられる。3位の孤立、4位の夫婦間不和、5位の育児疲れは、人間関係の問題と考えられる。この5つは順位付けしてあるものの、それほど大きな差はない。しかし、あわせて見られる他の状況の1位には貧困という状況となっている。また別の調査でも、虐待者の半数が貧困世帯であるという結果を出している。(表3-2-2) このように、保護者の経済状況が貧困であることは、虐待の可能性を高めるということがわかった。また、収入の大小で、どの程度虐待の有無に差が出るかを表したのが、表3-2-3である。これは、東京都内で小学校入学前の子どもを1人以上育てている母親を対象に調査したものである。虐待傾向を測定する「食事を与えない」「蹴る」「家の外に出す」などの17項目を作成し、全くない(0点)・時々ある(1点)・しばしばある(2点)の3段階で点数化し虐待度を示した。12点以上を「虐待群」、8~11点を「虐待傾向群」、7点以下を「虐待なし」と分類した。世帯収入が300万円未満だと、「虐待なし」世帯が25%、「虐待傾向群+虐待群」世帯が75%となっている。一方、800万円台だと、「虐待なし」世帯が74.1%、「虐待傾向群+虐待群」世帯が25.9%となっている。この表を見ると、収入に反比例して、虐待する世帯が増加するとは言えない。しかし、極端に収入が少ないと、虐待に至るケースが多いと言える。

次にどのような世帯構造であると貧困になりやすいかを見ていく。表3-2-4は、世帯構造比と貧困率であり、厚生労働省による国民生活基礎調査の結果をまとめたものである。子どもが属する世帯は、両親と子のみの世帯である核家族世帯が約6割で、3世代世帯が約3割である。母子世帯は4%にすぎないが、そのうちの66%が貧困世帯であるという調査結果が出ている。ひとり親である、特に母親だけである世帯で育つ子どもの半数以上が、貧困状態にあると言える。死別母子家庭より、離別母子家庭の方が貧困に陥りやすいというデータがあり、庄司(1997)は、不安定就労・低所得がもたらす生活上の諸困難を抱える階層に家族の解体・崩壊が生じやすい」とした。つまり、離婚するから貧困に陥りやすくなるということではなく、貧困であるから離婚に至ってしまうケースがある、ということである。母子世帯の平成17年の平均年間収入は213万円(就労収入は平均171万円)であり、全世帯の同年の平均年間収入は563.8万円と比較すると非常に低くなっている。

表3-2-5は、東京都福祉局の平成12年度の調査で、虐待者(実父、実母)の就業状態を示している。有業となるのは、定職、転職が多い、パート、家業の手伝いの4つ

である。転職が多い、パートは、収入が安定しているとは言えないが、実父の有業率は、72.2%である。その当時の東京都の配偶者のある男性の有業率が85.8%であるのに対し、若干低い割合となっている。実母の有業率は、35.6%である。その当時の東京都の配偶者のある女性の有業率が48.6%であるのに対し、若干低い割合になっている。

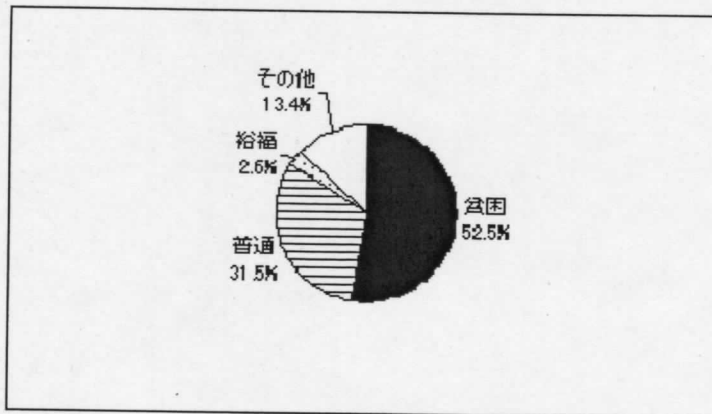
以上より、裕福な家庭より貧困家庭の方が虐待を起こしやすいという一般的な考えは正しいと言える。しかし、収入に反比例して虐待世帯が増えるわけではないことがわかった。ある一定以上、つまり、300万円以上の収入がないと虐待が起こりやすいということが言える。もちろん、貧困家庭でも幸せな家庭を築いている家庭もあるし、裕福な家庭でも虐待は起こりうることを忘れてはならない。

表3-2-1 虐待が行われた家庭の状況

家庭の状況			あわせて見られる他の状況上位3つ		
1	ひとり親家庭	460件 (31.8%)	①経済的困難	②孤立	③就労不安定
2	経済的困難	446件 (30.8%)	①ひとり親家庭	②孤立	③就労不安定
3	孤立	341件 (23.6%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③就労不安定
4	夫婦間不和	295件 (20.4%)	①経済的困難	②孤立	③育児疲れ
5	育児疲れ	261件 (18.0%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③孤立

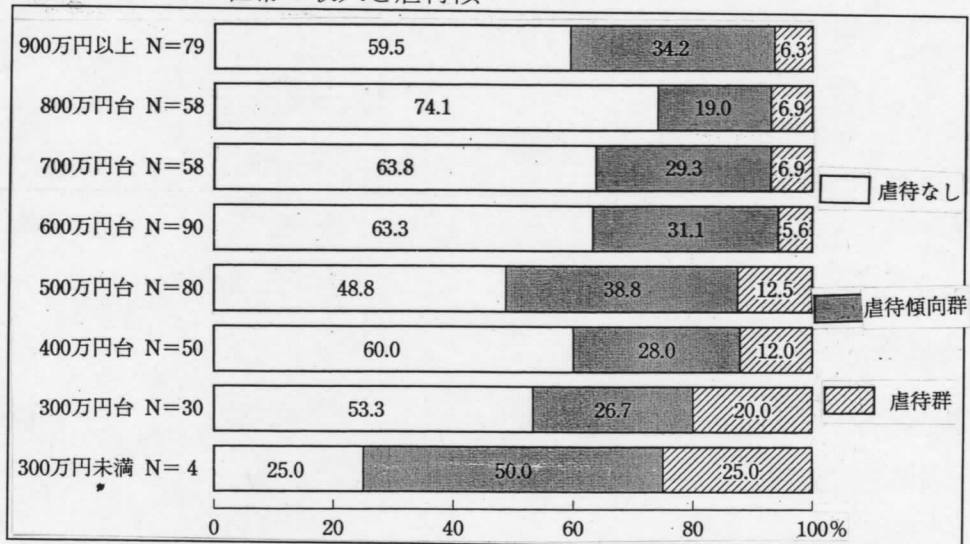
出所 『児童虐待の実態Ⅱ－輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク』
平成17年 東京福祉保健局

表 3-2-2 虐待者の経済的状況



出典 岩井宣子・宮園久栄 (1996)

表 3-2-3 世帯の収入と虐待傾向



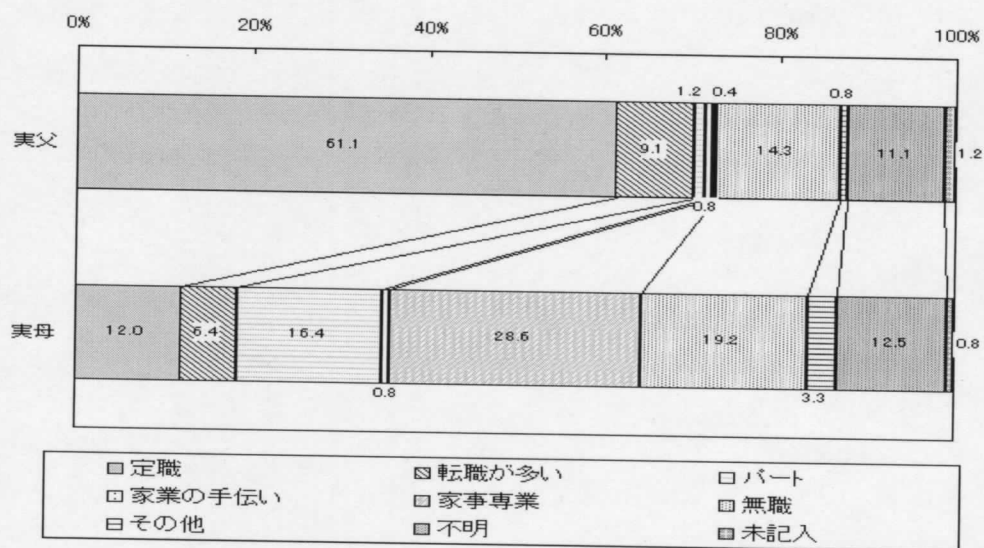
『子ども虐待』(2001)

表 3-2-4 子どもの属する家族構成と貧困率

家族構成	構成比 (%)	貧困率 (%)
両親と子のみ世帯	63.2	11
3世代世帯	28.5	11
母子世帯	4.1	66
父子世帯	0.6	19
高齢者世帯	0.1	—
その他の世帯	3.4	29

出所 阿倍彩『子どもの貧困』

表3-2-5 虐待者の就労状況



東京都福祉保健局『児童虐待の実態－東京の児童相談所の事例に見る』

第3節 虐待者の学歴

次に児童虐待と学歴の関係について考えてみる。低学歴であるから、保育能力がなく虐待をしてしまうということである。表3-3-1をみると、虐待者に中卒の割合が多いことがわかる。高校進学率が9割を超え、大学進学率が5割を超えていることを考えると、かなり学歴に差がある。確かに、中学校、高校、大学、社会へと進むにつれ、人間関係のあり方は多様となり、複雑になる。しかし、その中で、コミュニケーション能力が身につくかもしれないが、保育能力を学ぶ人は一部である。保育能力や頭の良し悪しが虐待に影響するわけではないと思う。

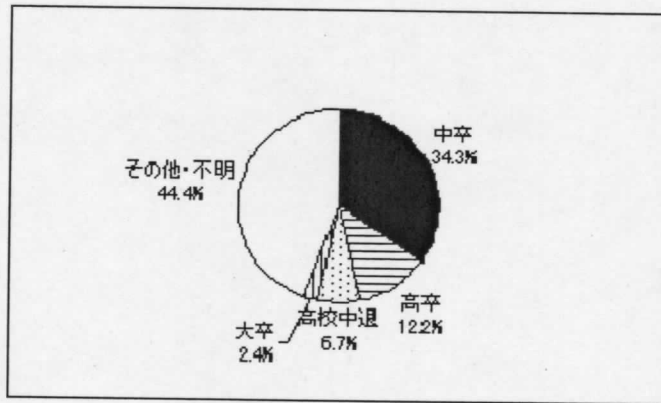
では、児童虐待に至る原因が能力の有無・高低でないとしたら、なぜ中卒の虐待者の割合が多いのだろうか。第2節の表3-2-2より、虐待が行われた家庭の状況の上位は、ひとり親の家庭、経済的に困難な家庭という結果だった。中卒の者がひとり親の家庭になりやすい、また、経済的に困難な家庭になりやすいと仮定し、児童虐待との関係について考えていこうと思う。

はじめに、低学歴だとひとり親の家庭になりやすいという点について考えてみる。つまり、離婚率が高くなるのではないだろうか。表3-3-2は、母親の学歴別結婚継続率である。妻の学歴が、高卒、短大・専門、大卒以上である場合の結婚継続率は、おおよそ同じで高くなっている。一方、高卒未満である場合の結婚継続率は、結婚期間が長くなるにつれて、結婚継続率が低いことがわかる。この表から、低学歴層は離婚しやすいということがわかった。よって、低学歴だとひとり親の家庭になりやすく、児童虐待のリスクが高まると言える。

次に、低学歴だと経済的に困難な家庭になりやすいという点について考えてみる。低学歴だと、収入が少なく経済的に苦しくなりやすいのではないだろうか。第2節で、保護者の経済的状況が虐待に強く影響していることがわかった。厚生労働省の『平成21年賃金構造基本統計調査結果の概況』を見てみる。(表3-3-3)大学卒と高卒の初任給を比べると、男女ともに40千円程度の差があった。学歴社会はよく言われているが、やはり、低学歴だと低収入になってしまう。職業選択の自由があるにもかかわらず、現実には、低学歴であると仕事を選ぶことに関してかなり制限される傾向がある。よって、低学歴だと経済的に困難な家庭になりやすく、児童虐待のリスクが高まると言える。

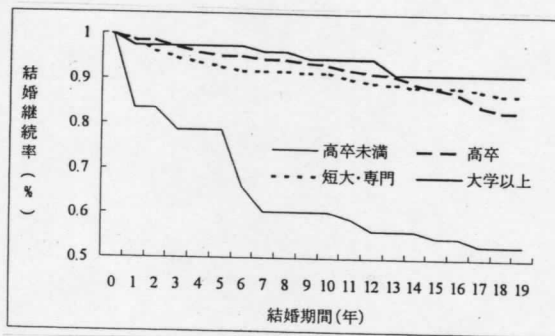
一般的に言われている学歴と虐待の関係は、低学歴だから保育能力がなく、虐待をしてしまうということである。しかし、能力の有無・高低の問題だけではないことがわかった。低学歴だと、ひとり親家庭になりやすかったり、収入に差が出てきたり、虐待が生まれる家庭環境になりやすいということがわかった。

表 3-3-1 虐待者の学歴



出典 岩井宣子・宮園久栄 (1996)

表 3-3-2 妻の学歴別結婚継続率



福田節也 (2004)

表3-3-3 性、学歴別初任給の推移

年	男女計				男				女			
	大学院修士課程修了	大学卒	高専・短大卒	高校卒	大学院修士課程修了	大学卒	高専・短大卒	高校卒	大学院修士課程修了	大学卒	高専・短大卒	高校卒
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年	220.4 (…)	193.9 (-0.6)	166.6 (0.2)	152.9 (0.2)	221.0 (…)	196.7 (-0.8)	170.3 (-0.2)	155.7 (-0.3)	216.6 (…)	189.3 (-0.1)	164.2 (0.0)	148.0 (0.5)
18	224.8 (2.0)	196.3 (1.2)	168.5 (1.1)	154.4 (1.0)	224.6 (1.6)	199.8 (1.6)	171.2 (0.5)	157.6 (1.2)	226.0 (4.3)	190.8 (0.8)	166.8 (1.6)	149.4 (0.9)
19	225.0 (0.1)	195.8 (-0.3)	168.5 (0.0)	155.7 (0.8)	224.6 (0.0)	198.8 (-0.5)	171.2 (0.0)	158.8 (0.8)	226.7 (0.3)	191.4 (0.3)	165.9 (0.1)	150.8 (0.9)
20	225.9 (0.4)	198.7 (1.5)	169.7 (0.7)	157.7 (1.3)	226.2 (0.7)	201.3 (1.3)	171.6 (0.2)	160.0 (0.8)	223.6 (-1.4)	194.6 (1.7)	168.6 (1.0)	154.3 (2.3)
21	228.4 (1.1)	198.8 (0.1)	173.2 (2.1)	157.8 (0.1)	228.6 (1.1)	201.4 (0.0)	175.8 (2.4)	160.8 (0.5)	227.1 (1.6)	194.9 (0.2)	171.7 (1.8)	153.0 (-0.8)

注:1) ()内は、対前年増減率(%)である。

2) 大学院修士課程修了については、平成17年から調査している。

厚生労働省『平成21年賃金構造基本統計調査結果の概要』(2010)

第4節 祖父母や配偶者のサポート

最後に、家族のサポートと虐待の関係について考えてみる。これまで、児童虐待と過去の経験、学歴、経済状況の関連についてそれぞれ見てきた。過去に虐待された経験があったり、低学歴であったり、経済的に困難であったりしても、虐待に至る場合とそうでない場合がある。その違いには、サポートの有無がかかわってくると思う。第4節では、家族の協力、特に祖父母や配偶者の家事育児の関わりが虐待の発生を防ぐことができるかを見ていきたい。家事育児の大半を妻が担当することが多いので、ここでの配偶者は夫であるとする。

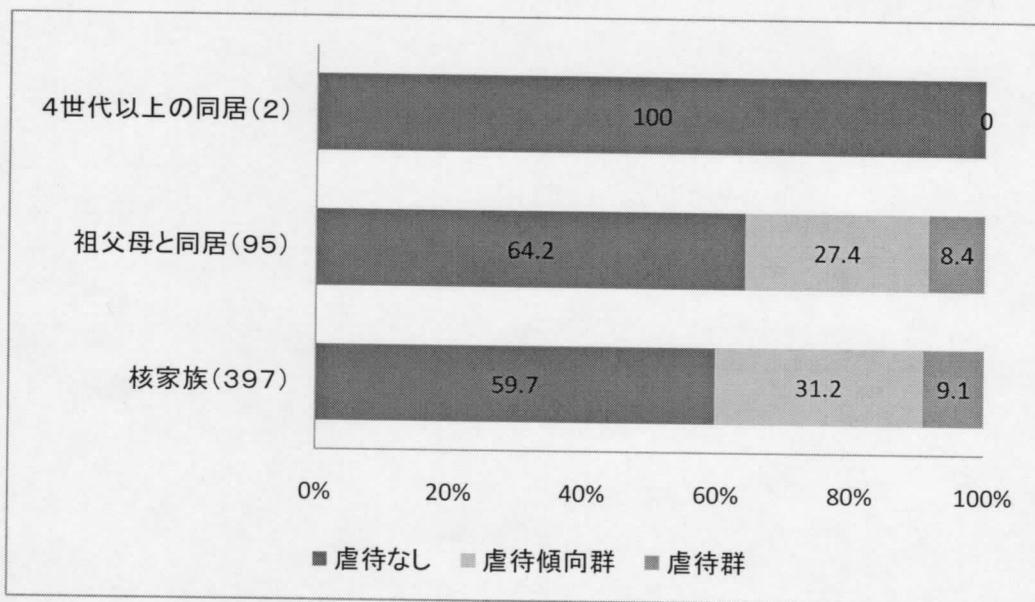
まず、祖父母のサポートについて見てみる。昔は、核家族よりも祖父母と同居する大家族が一般的であった。以前も、子育ては親を中心に行われていたものの、祖父母や近所の人などの子育てのサポートが頻繁にあったと考えられる。しかし、核家族化により祖父母と同居する世帯が少なくなった。これにより、祖父母のサポートが少なくなってしまう。祖父母のサポートが少なくなることや育児文化の伝承がなくなることが、児童虐待につながるのだろうか。表3-4-1を見てみる。祖父母と同居世帯における「虐待なし」は64.2%、「虐待傾向・虐待群」は35.8%である。一方、核家族世帯における「虐待なし」は59.7%、「虐待傾向・虐待群」は40.3%である。これによると、祖父母と同居世帯と核家族世帯における虐待発生率にそれほど差はない。同居世帯で、虐待発生率が低くなってもおかしくないが、差がないのはどうしてだろうか。1つ目に考えられる原因として、主に育児をしている者が、自分の両親と同居しているか、配偶者の両親と同居しているかどうかという問題があると思う。配偶者の両親とうまくいっていれば問題はないが、嫁姑問題のようなことがあれば、ストレスが生じると思う。2つ目に考えられる原因として、同居している分、つまり、祖父母のサポートがある分、夫の協力が減ってしまい、妻の満足度が小さくなってしまわないだろうか。実際、家事に対する父親の協力が、核家族世帯よりも同居世帯の方が少ないという調査結果が出ている。（「父親の育児協力・夫婦の対話と母親の育児満足度との関連性」、2001）

次に、夫のサポートについて見てみる。第2章でみた2つの事例はともに夫との関係がうまくいっていない、妻にとって夫の存在は重要であると言える。また、第2章第1節で、夫と妻の1日の生活時間を見たが、母親に家事・育児が集中しており、ストレスがたまりやすい状況にあることがわかった。育児休暇をとる男性も出てきているものの、女性が育児をやるのは当たり前であるという社会的風潮は根強く残っている。夫の育児の積極的参加が、ストレスの軽減につながることは十分考えられる。表3-4-2は「父親の育児参加と母親の子育て不安」の関係を示している。相対危険度とは、「いいえ」に対する「はい」の相対危険度である。父親が育児に参加している（「はい」）に対して、

父親が育児に参加していない（「いいえ」）がどれだけ不安を感じる母親が多くなるかは、0.850 の逆数、1.2 倍となる。つまり、育児参加がないと、1.2 倍の母親が子育てに不安を感じる。表 3-4-3 は「父親の育児参加と母親の虐待感」の関係を示している。父親が育児に参加している（「はい」）に対して、父親が育児に参加していない（「いいえ」）がどれだけ虐待感をもつ母親が多くなるかは、0.716 の逆数、1.4 倍となる。つまり、育児参加がないと、1.4 倍の母親が虐待をしていると感じてしまう。夫のサポートがないと、不安を抱える母親が 1.2 倍、虐待感をもつ母親が 1.4 倍となり、少しではあるが父親の育児参加が母親の虐待感を軽減していると言える。

女性にとって、家庭は休息の場にならない場合がある。もちろん、家庭を持ち子育てをすることで、生きる喜びを見つけたり、人間として成長したりと、肯定的な面が多いと思う。しかし、家事育児にサポートがなければ不満に思うだろうし、ストレスにもなる。このような不満・ストレスが、直接的に虐待につながるわけではないが、虐待発生のリスク因子の 1 つになると思う。過去の経験や、経済的困難、学歴などの児童虐待に至る原因を見てきたが、配偶者や両親のサポートがあれば、ストレスにつながらず、虐待にならなかったかもしれない。育児をする者が、孤立することなく子育てができる環境作りが必要だと思う。

表 3-4-1 家族構成と虐待



子どもの虐待防止センター（1999）

表3-4-2 父親の育児参加と母親の子育て不安

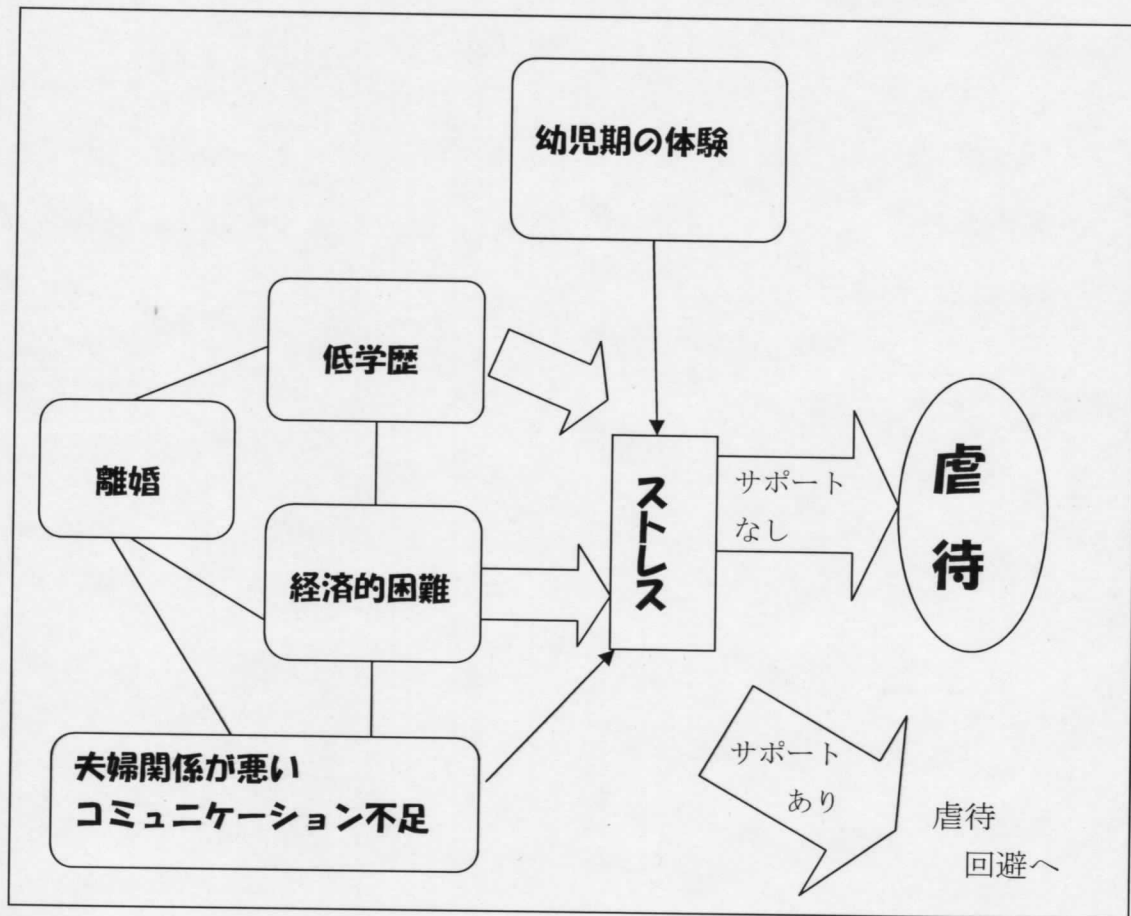
	子育てに自信が持てない、子育てに困難を感じる、のいずれかの頻度		
	因子	頻度	相対危険度
父親は育児に参加しているか	はい	48.9% (2253/4609)	0.850
	いいえ	57.5% (419/729)	

「グラフィックでみる幼児健康度調査」(2000)

表3-4-3 父親の育児参加と母親の虐待感

	子どもを虐待していると思っているものの頻度		
	因子	頻度	相対危険度
父親は育児に参加しているか	はい	20.9% (993/4743)	0.716
	いいえ	29.2% (229/783)	

「グラフィックでみる幼児健康度調査」(2000)



幼児期の体験は一般的に言われていることであるが、突出して虐待のリスク要因となっているわけではなく、虐待の一要因になっている。しかし、世代間連鎖などの「こころ」の問題だけが注目され、「社会」の問題が置き去りにされている。収入が極端に少ないと虐待に至ることが多く、経済的困難であることは虐待と強い結びつきがある。また、低学歴も虐待と強い結びつきがあることがわかった。「低学歴－経済的困難」、「経済的困難－離婚」、「離婚－低学歴」もそれぞれ関連があり、「経済的困難－低学歴－離婚」の3つの因子が結びつき、虐待の生まれやすい環境になってしまう。夫婦関係が悪く、父親の育児参加がないことも、虐待のリスクを高める。また、父親のサポートだけでなく、祖父母や地域などの何らかのサポートがないと、ストレスが生じやすく、虐待に至ってしまうことがある。上記の虐待のリスク因子は単独で虐待と強く結びついているというよりは、事例でみたようにリスク因子が複雑に絡み合っただけで虐待につながる人が多い。

おわりに

卒論に取り組んでいる間にも、児童虐待関連のニュースが飛び交っていた。私自身、虐待を受けて育ったわけではないので、親が子どもに虐待をするということは信じられない。しかし、被虐待体験がないからと言って、100%子どもを虐待しないと言いきれないのが、虐待の怖さである。私は、児童虐待の原因を「個人・家庭」の問題より、「社会」に問題があると考えた。もちろん、「個人・家庭」の問題を軽視してよいというわけではない。世代間連鎖は児童虐待の大きな要因となっていないと述べたが、児童虐待の一要因にはなっているからである。親から虐待を受けて、精神的に追い詰められてしまった人もいるだろうし、愛情飢餓により、自分の感情をうまくコントロールできなくなってしまった人もいると思う。そのような人たちには、法律や児童相談所の体制を整えたうえで、保護者が抱える「こころ」の問題にも取り組まなければならない。しかし、すべての虐待を「こころ」の問題と片づけてはならない。経済的に苦しく貧困状態にある人に対してカウンセリングだけで済ませたり、サポートがなくストレスにうまく対処できなかった人に対して心のケアだけをして、十分な対策とは言えない。経済的サポートや保育所の完備、男性の働き方を見直して男性の家庭での時間を増やすなど、社会経済・環境面も合わせて見直していかなければならないと思う。児童虐待の歴史は短く、対策がまだまだ不十分であると感じた。どこから虐待とみなされ、どこまでしつけと認められるかの判断は、各々の感じ方によっても違って来るし、難しい問題だと思う。同じような家庭環境であっても虐待が起こる場合とそうでない場合があることを考えると、何らかのサポートがあれば未然に防ぐことができるのかもしれない。

参考文献・参考資料

- 阿倍彩『子どもの貧困』岩波新書（2008）
- 阿倍幸泰「児童虐待の分類、定義等」（2005）
- 朝日新聞大阪本社編集局『ルポ児童虐待』朝日新書（2008）
- 岩井宣子・宮園久栄「児童虐待への一視点」犯罪社会学研究21号（1996）
- 上野加代子『児童虐待のポリティクス
～「こころ」の問題から「社会」の問題へ～』明石書店（2006）
- U. スーパー『傷つきやすい子どもという神話』岩波書店（1997）
- 厚生労働省「児童虐待防止対策について」（2009）
- 厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談処理件数報告」（2001）
- 厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談対応件数等」（2007）
- 厚生労働省「全国母子世帯等調査結果報告書」（2006）
- 厚生労働省「児童虐待の現状とこれに対する取組」（2009）
- 汐見稔幸『親子ストレス』平凡社新書（2000）
- 総務省統計局「夫と妻の仕事、家事・育児、自由時間の状況」（2006）
- 高橋重宏『子ども虐待ー子供への最大の人権侵害』有斐閣（2001）
- 東京都福祉保健局『児童虐待の実態Ⅱー輝かせよう子どもの未来、
育てよう地域のネットワーク』（2005）
- 東京都福祉保健局『児童虐待の実態ー東京の児童相談所の事例にみる』（2002）
- 中村敬「グラフィックでみる幼児健康度調査～育児に悩む母親たち」（2000）
- 西澤哲『子どものトラウマ』講談社現代新書（1997）
- 保阪渉『虐待～沈黙を破った母親たち』岩波現代文庫（2005）
- 福田節也「離婚の要因分析」（2004）
- 毎日新聞児童虐待取材班『殺さないで～児童虐待という犯罪』中央法規出版（2008）